

平成25年第3回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成25年6月25日（火曜日）

議事日程（第5号）

平成25年6月25日（火）午前10時00分開議

第1 議案第86号から議案第88号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
総合政策監	藤井裕士君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	大橋幸喜君	財務課長	伊貝秀一君
市民生活課長	川上達也君	税務課長	原田道夫君

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
------	-------	-------	-------

議事調査係
議長

齋藤 壮一 君

議事調査係

太田 一人 君

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第86号から議案第88号まで

○議長（祝 優雄君） 日程第1、議案第86号から議案第88号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、提案につきまして説明を申し上げます。

議案第86号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年の所得が確定したことを受け、本算定を行い、基礎課税による医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の所得割額、均等割額等の改正並びに低所得被保険者への軽減額等について改正を行うものであります。

議案第87号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億4,939万8,000円を追加をし、予算総額を530億6,068万5,000円とするものであります。補正内容は、歳入では平成24年度分の精算に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金の予算計上と国民健康保険基盤安定負担金の県支出金及び地方交付税の増額を計上し、歳出では国民健康保険特別会計への繰出金を増額計上するものであります。

議案第88号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億294万5,000円を追加をし、予算総額を72億1,494万5,000円とするものであります。主な補正内容として、歳入については本算定による国民健康保険税、国庫支出金及び療養給付費等交付金などを減額、一般会計繰入金及び繰越金を増額計上し、歳出につきましては保険給付費の増額、支払い額の確定に伴う国庫支出金精算金及び一般会計繰出金を増額計上するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第86号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この3つの議案が実は一体となって今回の国民健康保険税の大幅値上げになるのだろうというふうに思うのでありますが、ここは税条例ですから、お尋ねをしておきたいと思うのです。

均等割が1万6,600円から1万8,200円、1,600円のアップ、平等割が1万5,200円から1万6,700円、1,500円のアップ、何も所得がなくてもこの部分かかっていくということになるわけで、両方合わせてこれだけでも3,100円の値上げなのであります。今深刻な不景気の中で、しかもアベノミクスのおかげで物価の値上げ、ガソリンの値上げがある中で、かなり知恵を使って対応しないと市民に大きな負担がかかるわけですが、こういった部分で何か知恵絞った部分あるのかどうなのか教えていただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君）　ご説明いたします。

今回の本算定に当たりましては、財源の不足分については保険税で賄うという原則がございます。後で予算のところで出てまいりますけれども、昨年度お願いしました一般会計からの財政支援という意味での繰出金、国保に対しての繰入金を今年度もお願いしたいということでございます。その中で保険税の負担としましては、応能割と言われる所得割の部分と、それから今議員言われた均等割、平等割の応益割につきましては55対45という割合で応益割のほうの部分の比重を少なくしておくということで、低所得者の方のための配慮をしておるつもりでございます。

以上です。

○議長（祝　優雄君）　中川直美君。

○8番（中川直美君）　この応益割というのが非常に問題になるのです。

そこで、お尋ねをしたいのですが、税の基本というのは支払い能力に応じてということだと思うのです。市長が公約にも掲げているように、佐渡市の客観的な条件というのは子供が少ない、高齢者が多いということで、これから子供もどんどんふやしていかなければいけないということなわけです。つまり均等割は、生まれたばかりの赤ちゃんにもこれかかるわけですね。また、高齢者で寝たきりになっている方にも、働く能力もない、支払い能力もない方にもあなた方これかけるわけですね。ここは、そういった部分で知恵使って小学生以下の子供には、これ1人当たりですよ。1人当たりやっぱり下げていく必要あるのではないですか。逆に言えば、子供をたくさん持っている家庭というのは国保税、物言わず1人当たり1万8,200円とぼんとはね上がるわけです。3人いればこの3倍。こういったところでもうちょっと知恵使う必要あったのではないですか。先ほどの話だと、応益割の割合を変えたからいいのだと言うのだけれども、これではとても支払えない。去年の国民健康保険税の値上げでも、本当に私はかなり市民の方々に怒られました。これでは暮らしていけない、払えないと言われましたが、こういった均等割の部分、全国の中では小学生以下あるいは病気で寝たきりになっている方みたいなのを均等割は減らすということをやっているところもふえてきていますが、その辺はちゃんと十分検討しましたか。

○議長（祝　優雄君）　川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君）　ご説明いたします。

均等割、応益割の考え方につきましては、先ほど述べました算定の率、これはここ数年その率で行っておるものでございますけれども、低所得者の方々につきましては法定のいわゆる7割、5割、2割軽減といったものが所得に応じてございます。その中でも応益部分についてはご負担をいただく部分がございすけれども、今回の本算定に基づきました保険税負担があるということで、その中でもこの所得割、応益割の割合は変えないで、所得のある方にご負担をいただくような形になりますけれども、応益割のほうについてはそのままの45の割合での負担とさせていただきたいというものでございます。

○議長（祝　優雄君）　中川直美君。

○8番（中川直美君）　5月18日に運営協議会があって、夕方までかかっていました。私電話かけても補佐あたりほとんど出ませんでしたから、夕方までかかっていて、それで19日の朝一の質問に対して値上げの方向ですと答えているのです。この間の中で市長が前例主義を打破して知恵を絞った施策ということで策定をしたわけですね。今の市民の置かれている暮らしの状況からしたら、私はやっぱり知恵を使う必要

がまず1つある。今あなた答えたけれども、生まれたばかりの赤ちゃんに今言った均等割というのは1万8,200円かかるのでしょうか。そういう意味では、市長はどのように判断したのか。値上げ案何でも出しても議会は通してくれるからということで簡単に決裁したのかもしませんが、市長はその辺どう考えていたのか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） この所得割あるいは応益割というものにつきましては、私が調べた限りにおきましては50・50という形で今まで来ていたわけです。それを何とか所得のある方々からそれなりのご負担をいただきたいということで、5を上げて55の45という形にしたという経過がございます。したがって、これもそんなに長いことではないわけでありますので、ずっと前からという意味ではございませんので、そういう意味ではこのやり方をとっていかなければならないと思いますし、もう一つは昨年からの議会からお認めをいただいたその流れ、これも勘案をいたしたということでございますし、もう一つは運営協議会の中でも説明を申し上げて、その結果、やむを得ずということもお話もいただいておりますので、それらを参酌をいたしてこのようなものを出させていただいたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 中川がしっかり決めればいいのだが。

議案第86号は、これは条例でございます。ごちゃごちゃ書いてあるのは、とても読むのは大変なのです。ただし、私がわかりやすくこの条例を解説すると、こういうことだ。今後の本算定に当たっては、所得割を100分の7.54から8.36、0.82%上げましたよと、こういうことだ。それから、今度は均等割については先ほど中川言っておったのですが、1万6,600円から1万8,200円、1,600円の値上げですよと言っている。次に、均等割、これは世帯当たりにかかるやつ。1万5,200円を1万6,700円、1,500円のアップでございますよと、こう言っている。その次に、後期高齢者支援金というものの、これが所得割を100分の2.78から100分の3.45に上げて0.67%アップと、こういうことだ。次に、高齢者の均等割、これは8,900円から1万600円、1,700円アップ、こういうこと。その次に、ふざけておるのが介護納付金の所得割、これの100分の2.65を100分の3.29、0.64%上げると、こういうことなのです。それから、介護納付金の均等割1万300円を1万2,000円に上げて1,700円アップと、こういうこと。これが条例に書いてある大ざっぱな、大ざっぱというよりは大事なところでございます。

そこで、これは後で触れざるを得ないのですが、今触れるわけにはいかないのですが、しかし重要なことですので、ちょっとだけ触れておきますが、国保会計の15ページの国民健康保険税は6,439万1,000円の三角ですよ。そこで、聞きたい。この国保税というのが三角になっておる部分というのは客体が減ったことによる減額なのか、この減額の中身を今私が言う条例上、私が全部アップしたというのを説明しましたね。それと国保税が三角になったということの相関関係がどうなっておるのか。わかりやすく言うと、こういうことだ。この条例が示したことというのは、今までの国民健康保険税というのが1人当たり幾らだったのが幾らになったのだとこの条例は書いてあるのですか。ここのところをまず最初にご説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

1人当たりの比較でございます。24年度の本算定におきましては約8万5,000円……

○22番（加賀博昭君） 8万幾ら。

○市民生活課長（川上達也君） 8万、失礼いたしました。ご説明いたします。

1人当たりの税額ということで一般被保険者分ということにさせていただきますけれども、平成24年度につきましては、本算定につきましては8万5,916円、25年度、本年度の本算定では9万7,059円。比較ですが、1万1,143円の増ということでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） ちょっと課長、あなた説明不足なの。先ほど私が国保会計の中で、今度の補正で税金、つまり国保税が減っておるだろうと、三角。これは、人口減によるものなのか、はたまた別の要素があるのかということを聞いておるわけです。それをこの条例との絡みで説明しなさいと私が言っておるのに、あなたその前段の部分説明していない。つまりこれ何で三角になったのかというのがわからないのだ、この資料からは。それを説明してくださいと私は言っておる。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

条例改正での税率改定と後で出てきますけれども、補正予算で6,000万円ほどの当初予算に対する保険税額が減というふうな状況ということでの計上でございますけれども、国保税につきましては当初予算ベースでは、先ほども言いましたけれども、ほかの特定財源、歳出総額に対する特定財源を見込んだものについて不足する財源については国保税で負担するということで計上させていただいております。今回本算定におきまして同じように本年度の歳出見込み総額から見込まれる特定財源を差し引きしました金額での額、それから一般会計からの繰出金の増というものを含めまして算定し直しますと、総額では当初予算に比べて国保税が約6,000万円減でよいというふうな形になりましたもので、補正予算のほうはそういうふうな計上をしております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなたよく説明しなさい。私はわかっておるけれども、わからぬよ、聞いている人は。今私が言ったのは、国保税が6,439万1,000円減ったということは、この字面で見るとは税金が減ったと。つまり国保を納める人たちの税金が減ったと、こう読めるのです、一般的には。ところが、条例を調べてみると、1人当たり1万1,000円以上上がっておるわけです。だから、ここのところも関係を説明しなさいと私が言っておるのに、あなたはここのところ説明しない。

それなら、角度を変えてもう一遍聞く。私は、先ほど介護納付金についても所得割、均等割を申し上げた。それから、高齢者の支援金、つまり後期高齢者に対する一般の国保税を納めておる人たちのお金から支援をしておるという、私なんか支援されているほうなのでございますが、それとの関連も含めて申し上げなさいと私は言っておる。どういうこと言っておるかということ、予算上は国保税が6,439万1,000円減っておるにもかかわらず、条例で見ると1万1,000円以上一人頭上がっておる。私が何を聞いておるかということ、この上がった要素というのは一体何なのだと聞いておる。わかりますか。これで3回質問になるのです、私は。だから、私の質問は難解な質問しておりません。市民の皆さんが聞いておってわかるように

質問しておるのです。だから、そのところを市民にわかりやすいように私の答弁を通じて説明してください。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

予算は、あくまで総額でございます。その中で被保険者数の方々が昨年の本算定時よりも減少しております。

○22番（加賀博昭君） どれだけ減っておるの。

○市民生活課長（川上達也君） 一般被保険者数で440人減ってございます。総額では、一般会計からの繰入金を入れております、そういった関係で保険税額は当初予算よりも6,000万円ほど減額させていただきましたけれども、保険税率につきましては負担分に応じた形になりますけれども、被保険者数の方々が先ほど言いました440人減っておりますので、1人当たりの税額は上がらざるを得ないということでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第86号についての質疑を終結します。

議案第87号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これは、国保会計に繰入れる一般会計の補正の部分であります。まずそこで1つ聞きたいのは、次のほうの話も先ほどから出ていますので、先ほど1人当たり1万1,143円、約13%の値上げということですが、1世帯当たりになると、そうすると一体幾らになりますか。先ほどと同じように平均的な1世帯でいうと去年が幾らで、今年度は幾らで、何%値上げになるか教えていただきたい。

2点目は、一般会計からの繰入れの問題です。甲斐市政になって初めて一般からの繰入れを始めたわけですが、国の社会保障審議会医療部会の中でも議論されているのですが、全国の保険者の中で半数以上がこの間ずっと一般会計からの繰入れやってきた。23年度でいうと、全体の5割だったものが62%にまでふえて1人当たりの繰入額は平均で1万円だというふうに言われているのですが、佐渡市の場合、この1億4,000万円余りは1世帯当たりになると一体幾らの繰入れになりますか。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

まず最初に、モデル世帯での保険税の状況ですけれども、夫婦2人、それから子供2人という世帯で所得200万ということで例示させていただきますけれども、24年度につきましては35万4,300円、それから25年度の本算定では40万8,000円ということで5万3,700円、15.2%の増というふうなことになります。

それから、一般会計からの繰出し額の被保険者当たりの金額ということでございますけれども、今回トータルで、当初予算と合わせまして1億8,500万円の一般会計からの繰入れということで、それを本年度の一般被保険者数で割り返しますと、1人当たり1万1,300円程度になります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 昨年度の全国平均の1人当たりの繰入額は、先ほど平均で1万というのは過去の例なのですが、昨年度あたりは全体に上がっているものだから、全国的にもふえているのです。昨年度全国平均ではどのぐらい入っているか知っていますか。それが1点。

2点目は、今モデル世帯という言い方したのだけれども、200万で40万円です、国保税。そうすると、あと160万しか残らないのです。一番最初にも言ったが、そこで子供が生まれればゼロ歳の赤ちゃんにも先ほど言った一人頭幾らとまた値上げされる。今厳しい暮らしの状況の中でこの値上げというのは、ここは市長に聞いておきますが、200万で40万円の国保税、さっき言ったモデル世帯で。赤ちゃん生まれたら、やむなしに一人頭かけるとというのが今国民健康保険税なのです。これ問題だと思いませんか、市長。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

今ほどの最初の質問のお答えですけれども、その金額については承知しておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 国保は前にもやったのだけれども、扶養だとか、社会保険料控除だとか、いろんなものは抜かないのです。基礎控除しか抜けないのです。基礎控除抜いたものが200万なのです。200万にさっき言ったモデル世帯、この辺から何か扶養がある云々と言うのだけれども、国保の税金の課税の仕方というのは本人の基礎控除しかないのです。幾ら子供3人、4人になったって、その分を引いて課税ではないのです。さっきから言っているのだけれども、この深刻な不景気で、アベノミクスで食料品も上がる、ガソリンも上がっている中で年間200万の所得に40万の税金かかったら、あと何もできないと思いませんか、市長。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 厳しいということは、私もこれ理解できるのですが、ではどういう形でやるのかと私どもいろんなことを考えてみました。例えば所得の低い方々については、それだけのものを引っ張るというような制度もございます。あれは、7割、5割、2割というのがある。では、1割というのを設ければいいではないか、そういうことも考えて、いろんなこと考えてみたわけですが。そういうことを考えた場合に一つの一般会計から繰入れせざるを得ない、そのときには一定のやっぱりルールというものが必要だろうと。そのルールがない限り、その年その年全然違うというのは、やっぱり私はおかしいと思う。したがって、昨年そのルールを決めたわけでございますので、そのルールに従っていくということであります。そういうことで今回のものを決めさせて提案をさせていただくと、こういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これは一般会計のほうですから、この後国保会計のところいかなければならないから、あれですが、一般会計に限っての質問ということになりますから、それに限定してお尋ねします。

ページでいうと4ページのところに、市長がさも大盤振る舞いしたかのように1億4,939万8,000円一般会計から国保のほうへやるのだよというのがここへ載っておる。しかし、その中身を見ると、こういうことなのだ。その右側の19節の繰入金というところ、その2,299万3,000円というのは、これは国保会計から一般会計へ行ったお金でしょう。ここのところ、きっちり答弁してください。私の言っておるのが間違

いだったら間違いだと言わなければだめだ。市長は1億4,939万8,000円出したと、こう言っておる。それは、1人当たり直すと、全体ですから、これだけではないのですが、そうすると1万1,000円ぐらいになっておるのだと、こう言っている。しかし、5ページの繰入金というものの補正額という2,299万3,000円というのは、これは国保から一般会計へ行った金でしょう。それを1億4,900のところへまぜてやったから、わかりやすく言えば1億4,000なんてやってはいないのだよと、こういう話になる。

さて、そこでここはこの後の国民健康保険の会計のところでお聞きすることですから、ここはさっと聞いておきますが、それでは9ページのここに国民健康保険基盤安定負担金増というのがある。これが2,968万4,000円ある。これの内訳を示してください。内訳を示してくださいというのは、これは基盤安定でございますから、法律に基づいて例えば7割軽減とか2割軽減というのがここに入っている。その対象金額がこの2,968万4,000円という品物なのだ。だから、これは7割給付が何人で幾らか、2割給付が何人で幾ら、ここへ出てこない。

それから、先ほど私が申し上げた2,299万3,000円というのは何のことはない。国保会計が一般会計に戻した金ではないかと、こう言っておる。それが9ページのここにある。下のほうに国民健康保険特別会計繰入金増というのがある。これは、国民健康保険から一般会計へ来た金だろう。間違いのないと思うのですが、これは質問する範囲というのは極めて限られている。したがって、今私が言ったことを御答弁を願いたい。その後また質問します。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

まず、5ページの国保会計からの繰入金の2,299万3,000円のことでございますけれども、これにつきましては平成24年度の国保事業におきまして一般会計から事務費的人件費、それから基盤安定負担金等の繰入金を行っておりますが、その精算に基づき、剰余した部分については一般会計へ翌年度お返しするということになっておりますので、その金額でございます。

それから……

○22番（加賀博昭君） 私の言ったとおりなのですということをつけ加えないと、聞いておる者はわかりではないか。

○市民生活課長（川上達也君） 議員おっしゃるとおり、これは国保会計からの24年度の精算金として今年度一般会計へお返しするものでございます。

続きまして、9ページの国民健康保険基盤安定負担金増ということでございます。これにつきましては、先ほど議員言われたとおり、法定の低所得者の方々の負担軽減ということで7割軽減、5割軽減、2割軽減といった保険税の軽減措置がございます。それに対しては、国、県、市でその不足する財源を負担するということになっておりまして、これにつきましては今回の本算定に基づきまして算定、見直した結果、ここに書いてある2,968万4,000円を、この部分については4分の3を県、4分の1を市の分ということでお支払い、増額するものでございます。

○22番（加賀博昭君） 私の聞いておるのは違う。あなた、私の聞いておるのは、そんなこと聞いておりません。7割が何人で幾らか、つまり2,968万4,000円の内訳を言いなさいと言っておる。2割軽減に該当するのが何人で幾らかと、こう言いなさいと言っておる。

○議長（祝 優雄君） 補足説明してください。

○市民生活課長（川上達也君） 失礼しました。ご説明いたします。

保険基盤安定の負担金の増額につきましては、その内容でございますけれども、この部分につきましてはいわゆる応益割のほうの軽減ということになります。今回見積もりましたのは、7割軽減の方が4,604人、5割軽減の方が1,565人、2割軽減の方が2,324人ということで、トータルでは8,492人ということでございまして、軽減額につきましては7割軽減の方の総額が5,859万円、5割軽減につきましては1,422万5,000円、2割軽減につきましては845万円の軽減額ということで、合計で8,126万6,000円の軽減額、これに対しての県、市の負担金の当初予算との差額を今回計上したものでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、よく聞いておいてください。いかに大変だかということを今の数字が示しておるのです。

それでは、2回目の質問で聞きますが、それでは国保全体の対象人員、客体ですね、対象人員は一体何人なのか。その中で今言う7割、5割、2割軽減が、今あなたが言ったのは八千幾らぐらいおるというのでしょうか。そうすると、いかに佐渡市の国保世帯というのが国でさえ軽減してやらないと、これは生きていけないわという数字を出しておるということなのです。そこで、税務課長、おまえ横においてこれで俺が免れたかなと思ったら、そうはいかぬ。つまり繰越金がないということは、私が12月議会に市長との間で徴収改善をすると、つまり3億何千万という滞納があるのだ。その滞納というのは、大体所得600万という者が割と多く滞納しておるのだと。600万なんていうのは、市役所の職員にはおりません。1,000万の収入がなければ、600万の所得になるあれではないのだ。そういうのが滞納しておるというのは犯罪行為に近いよという、こういう言い方で私が12月議会に聞いておる。そしたら、市長が徴収改善すると、こう言った。あなた徴収改善したというのが本当ならここへ入ってきて、それが繰越金にならなければならぬ。それが見えない、ここでは。見えないということは、あなたしっかりとやっておらぬということではないかと、こう言いたいのだ。しかし、あなたにはあなたの言い分あると思うのだ。いや、そうはいっても、ちょっとはやっておるのだという言い分があるのだらうと思う。しかし、俺が数字で見る限りではないかと、こう言いたい。どういことを言っておるかということ、それは国保は大変ですが、取れる者から取らなくて大変にしておってどうするのだと。所得600万だの300万だのというのが、我々よりもずっとお金持っておるのが滞納しておるというこの実態をどうしておるのかということを税務課長に聞きたい。大した質問の幅がないのだ、これ一般会計だから。お答えください。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

今加賀議員がおっしゃいました12月の議会のときの所得600万とか300万の世帯の滞納が多いというご指摘がございました。それにつきましては、今回の一般質問で市長のほうから答弁しておりますけれども、世帯総所得600万円以上の世帯の滞納は現在ございません。それから、300万以上で57世帯ありました滞納世帯でございますけれども、24世帯では全て完納していただいておりますし、残る33世帯につきましてもただいま分納という形で過年度分の滞納をおさめることを継続していただいております。そういう内容でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長もよく聞いておいてください。今聞くと、600万余というのはゼロになったというのは、みんな取ったと、こういうふうに答弁しておる。それから、今度は300万も大体いいところやったと、こう言っておる。違うのだ。前の滞納は議会の加賀なんていうのがおってやかましいから、納めてくれと。そのかわりに何をやっておるかという、ことしの納めなくてもいいとやっておるのではないか。そうだろう。いや、そういう、これは極端な表現で言っておるのだけれども、もしこれがあなたの言うとおりに入ってきておるとすれば、繰越金という形で出てくる。そうすると、甲斐市長、あなたの1億4,900なんていうのは半端な金額でございますよと。その倍ぐらいがどんと入ってくるのだ。そうすれば、繰越金がいっぱいあるから、さっきいろいろ条例のところでも議論をした1人当たり1万一千何がしなどという保険税は上げる必要はないという答えが出るのだ。

そこで、それ今言ったってどうもならぬから、事実関係だけ確認しておきますが、これは私がテレビの映るところで言っておるのだから、本当かうそかというのは極めて重要なこと。私の言っておるのが間違いないのか間違いないのか。つまり600万円の滞納はなくなったけれども、新しいものはそっくりできておるのだと。300万もかなりやったけれども、そのかわりに新しいのが滞納になっておるのだと、こういうふうに私は見ておるのだが、間違いないかどうか。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

先ほどの600万円以上の世帯、300万円以上の世帯につきましては、加賀議員が昨年12月の議会においてご指摘された部分でございまして、その世帯の方々を私たちが追跡調査をして、現状の結果としてそうなっているということでございまして、その方々が新たに今年度分をためているという状態ではないと思っておりますが、そこまで正確な今現在分析しておりませんけれども、前回ご指摘の滞納の整理の中身についてはこうなっておりますというご報告でございます。

○22番（加賀博昭君） あなた、ばかなこと言いなさんな。俺が聞いておるのは、新しいのがそのかわり納められていないのでしょうと聞いておるのだ。そのことに正確に答えなくて、悪いというのではないのだ。実態として聞いておるのだけれども、もしそれが入っておれば1億4,900なんていうものではなくて、3億という銭が入ってこなければいけない。何考えているのだ。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明します。

まだ5月の決算が終わったばかりでございまして、個人的にその方々の滞納の現状を今リストアップして分析してできている状態ではございません。ただ、先ほど申し上げた状況というのは、あくまでも昨年滞納だったのがどうなったということのご報告でございますし、それから今年度分につきましてはまた同じ方になっているのではないかとご指摘かと思っておりますけれども、現在ではその状態をまだ把握はできておりません。

○22番（加賀博昭君） 議長。

○議長（祝 優雄君） 加賀君、3回になりました。

○22番（加賀博昭君） いや、今2回で、今度3回。

○議長（祝 優雄君） いやいや、先ほど3回になりました。

○22番（加賀博昭君） それなら、ちゃんと答えなさい。あなた、わからぬと言っておるけれども、私はちゃんと調べてわかっておるのだ。今度委員会で審査するときに私が言って、聞いて、いや、そのとおりでございましたと言ったときはどうなるのだ、これは。しっかり答えなさい。俺は3回しか答えられないというけれども、俺の聞いておるのは、議長も知っておるとおり、具体的なのです。前の滞納は取ったけれども、新しいのが滞納になっておると私は指摘しておるのだ。

○議長（祝 優雄君） もう一度だけ説明をしてください。

○22番（加賀博昭君） 俺いかげんなこと言っておるのではないのだ。

○議長（祝 優雄君） 今説明したのだから、しなさい。

税務課長。

○税務課長（原田道夫君） 今回滞納繰越となりました3億1,900万円の中身でございますけれども、その中には私が調べてみた結果、約7,000万円を超える徴収の執行停止部分もございますし、ただ昨年言いました300万以上の世帯の滞納ということについて、リストアップしてことしの滞納の中身まだチェックできておりません。

○22番（加賀博昭君） だから、議長、注意してください。そんなことあり得ないと、閉鎖してしまっているものに。

○議長（祝 優雄君） そうではないでしょう。先ほど今5月の時点までだから、その分についてはまだ出てこないのですよと言ったでしょう。それでいいではないか。

○税務課長（原田道夫君） 数字は推定でできておりますけれども、個人個人のチェックまでは今できていない状態です。

○22番（加賀博昭君） あなた、個人個人のことを言えと言っておるのではないのだ。マクロのこと言いなさいと。しゃべってはいないだろう。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第87号についての質疑を終結します。

議案第88号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

○22番（加賀博昭君） 中川やれ。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 言われてやっているわけではありませんで、一応お断りしておきます。

先ほど今回の13%の値上げが200万の所得階層で40万円という話だったのですが、税務課長来ているから、聞くのだけれども、国保の課税はさっき言ったように基礎控除だけでしょう。この世帯が扶養や社会保険料控除とか、いろんなのはあるのだけれども、普通の所得税の課税だと一体幾らになりますか。それが1点。

市長に聞けるのは、ここしかないものだから、これも聞いておきたい。今本当に深刻な不景気だし、いろんな状況ある中で、本当に困っている人って私いると思うのです。しかも、去年の所得にかけられるわ

けです。だとしたら、私は77条の申請による減免をやっぱりこれはしっかりやっていく、本当に困っている人には。これ私重要だというふうに思うのです。先ほど国民健康保険というのは全体の医療費を加入者で割るから、いろいろいじっても、どこかに負担がふえるだけではあるのだけれども、例えば私冒頭から言っているように、知恵使っているところでは赤ちゃんにはかけない、高齢者にはかけないというようなことやっているのです。例えば紹介しておきますけれども、愛知県の一宮市では70歳以上の人、要介護認定4の人、18歳未満の人についてはさっき言った均等割1人当たり、もっといっぱいあるのだけれども、かけないのです。それ減らした分て違うところ行くのだけれども、だけれども、実際世帯そのもので見ると、さっき言った200万で子供抱えて、赤ちゃん抱えているところにも均等割、頭割りで行くのです。そこは今後知恵も使う、今回多分こう一生懸命言っているのだけれども、ほとんど全員賛成で通るのだろうけれども、そこは知恵使わなければならないし、1つやっぱり本当に困っている人にはしっかりと、市長特認もありますから、困っている人にはきっちり対応していくということ必要だと思うのですが、これは市長に聞いておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） では先に、原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

所得の考え方でございますけれども、中川議員おっしゃったとおり、総所得金額から基礎控除の33万を引いたものを所得として取り扱っておりまして、被保険者の所得を合計して計算しております。

〔「所得税についてはないんですか」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（原田道夫君） 所得税は、その金額からもろもろの控除を引いたものの残りに対しまして、195万までは5%、それを超える部分については10%かかります。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今の経済状況からして大変だということは、私も重々わかっております。それから、もう一つはこのやり方というのをやると、どちらかにこれ負担が行くのです。これは、言葉悪いのだけれども、高額の人のところへ行くのか、そうではないところへ行くのか、真ん中へ行くのかというのもやってみると、あっち行ったり、こっち行ったりするという状況がございます。したがって、50というのを55にしたという経過もあるのだと私は思っているのです。ただ、今議員がおっしゃったように、どこの自治体かちょっと私後でまた聞かせてもらいたいと思うけれども、これは例えば客体数が非常に少ないとか多いとかによってもまた問題があると思いますし、あるいは電算の処理がどうだかということがあるので、今それでもやっているとところがあるということになれば、それは勉強させてください。ということは、一概に私言われなと思うのです。非常に母体が小さい場合にはやりやすいだろうし、そうではない場合はほかのほうで金がかかって大変なのではないかということも考えられるわけでありますので、そのことについては宿題で私勉強させてください。その上でまた考えてみます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 税務課長、私言ったのは国保の課税は今言ったように収入から支出を引いて、残ったものから基礎控除だけと今あなた言ったでしょう。それは、私さっきから言っているのだ。これが所得税になると、あとは扶養控除を取り、社会保険料控除を取り、いろんなもの取るから、この200万円の所得というのはかなり減るはずなのです。個々の家庭によってその控除額というのはもちろん違うのだけれ

ども、さっき言った4人家族だから、そこから扶養控除が引けるわけです。そうすると、所得税でいくと一体幾らぐらいのあれになるのかということです。

市長、さっき言ったのは愛知県の一宮です。障害者云々も含めてあります。ただ、私らも言っているし、市長も言うのだけれども、今国保の制度というのは非常に矛盾が大きくて、これもととも国が悪いのだけれども、矛盾が大きくて、今言ったように低所得者や障害者は高額にいく。高額にいったところで全体の国保の所得者って全体に低いですから、どこに行くかという話ではあるのだが、年度途中の減免は、その削ったものをどこかへやれという話ではないのです。だから、本当に困っている人にはやっぱり申請減免をきっちりやっていく。何でもやればいいというものではないです。そこについて市長の姿勢はどうか伺っておきたいと思う。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身、一宮というのを今初めて聞いたので、申しわけございませんが、そのこともわかりません。したがって、一宮の今の実態というものがどういう状況であって、それをどういうふう
に苦勞してこうしているのかということについては調査をさせていただきたいし、勉強もさせていただきたい。さらに、さっきの減免ということについてもどういう抱き合わせでやっていくのか。減免をしたとしても、どこから金出さなければならぬわけ。これは当然のこと、かわって負担をするわけですから。その辺の兼ね合いをもうちょっと勉強させてください。これは、いろんな議会の中で初めて私が勉強させてくれということを申し上げているので、本気になって勉強させてください。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

所得200万という家庭でございまして、ご家族が夫婦と子供2人という家庭で今考えております。それで、子供さんが中学校以下の場合には扶養が取れませんので、年少控除になりませんので、その場合には所得税6万2,000円、それから子供さんが高校生以上で扶養が取れる場合には2万4,000円というようなことになっておりまして、現在のこの試算につきましては扶養控除以外の控除を入れないで計算しております。このほかにプラスの控除があれば、また下がります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長は1億4,900も出しておるのだから、どんなものだと、こう思っておるのでしょうか。そうではないのだ。私がこれを分析すると、ページ数16ページ見てください。ここに、一番下のわかりいいところに償還金及び還付加算金というのがあって、これとその下にある繰入金というの、さっき私が言ったら、そうですと答えた。つまりこれは国保から来るのを一般会計が措置したのだとさっき一般会計のところでは私が聞いたら、そのとおりですと言ったでしょう。これ2つ足して8,064万8,000円です。それから、さっき言った税務課、ちょっと取り方足らないのではないかと私は訴えかけた。それが17ページにあるのです。これの繰入金というのは、市長が繰入れた1億4,939万8,000円なのです。その下の繰越金というのが5,342万1,000円しかない。これだけしか入っていません。ただ、補正前の3,500万を入れても8,842万2,000円しかない。ところが、16ページの償還金及び還付金、繰入金というのは、これは国にお返しをしたり、そういう金なのです。つまりもっとわかりやすく言うと、こういうことだ。市長は1億4,939万8,000円繰入れたのだと、一般会計から。しかし、それは国保の世帯のところへ行っておる

のではなくて、そのうちの8,000万、約1億というふうに見ておるのですが、私は。私の計算だと9,987万4,000円という数字が出るわけですから、ほぼ1億というのは国にこの年返さなければならないようなお金に使われて、それはそっくり国保世帯のためには使われていないという、これは残念だけれども、事実そうになっているのだと私が指摘をするが、間違いないですか。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

議員今質問されました補正予算書の16ページでございますけれども、諸支出金といたしまして補正額が7,439万6,000円、当初予算と合わせますと8,064万9,000円というふうになります。これは、議員今おっしゃられたように、国庫にお返しする部分、それから一般会計へお返しする部分、これはあくまでも24年度の事業にかかわる精算金としてお返しするものでございます。

それから、17ページの繰越金の部分ですが、補正前の3,500万と今回補正額5,342万1,000円、合わせまして約8,800万の繰越金が入ります。この内訳につきましては、先ほど16ページの諸支出金として24年度の精算金としてお返しする部分が入っておりますので、8,800万円のうち8,000万はもう使途が決まっておるということで、約1,000万余りをほかの部分に充当できるというものでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これは、そのとおりだろうが。私の言ったとおりではないか。市長、よく聞いてください。あなたは、1億5,000万という金を俺は入れたのだと、こう思っておるかもしれませんが、中身は違うでしょう。約1億という金は国にやったり、あっちこっちに支払い金でやった。国保税の軽減にはなっていない。それは、現実の問題として私が指摘せざるを得ないし、指摘しておるし、それはどうもならないのだという答弁にもなりかねない部分になる。しかし、実態としてはそうでございますよということと俺は指摘しておる。これは、どっちみち市民厚生常任委員会はしっかり勉強してやってください。

もう一つだけちょっと聞いておく。18ページの諸支出金というのが先ほど私が言った8,064万9,000円というやつなのだ。ところが、16ページでは8,064万8,000円で1,000円違うのだけれども、こんな違いは出てもいいのか。とにかく1,000円違うことは間違いない。どこでどう違っているのかわからないけれども間違っている。だから、それは違っておるが、どうだと俺が聞いておるのだから、あなたは答える理由があるのだと思うのです。1,000円を間違うなんていうのは、半端な金間違うわけないというのが私の気持ちの中にもあるのです。何かの間違いかいなと、こう思っておるのですが、さて何を私が言っておるかという、16ページの償還金及び還付金というのが下1桁が4です。繰出金の下1桁が4です。これ足せば8になる。ところが、18ページの諸支出金のところの下桁は9になっておる。ささいなことではあるが、一応指摘しておく。

それから……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） いずれこれは、この本会議でがやがややっても3回の質問で乾かさなければならぬから、なかなかうまくいかぬのだ。俺がやったって、それはうまくいかない。

さて、そこで、おい、税務課長、おまえがさっきろくな答弁せぬから、ここで今度は聞くのだ。17ページの繰越金というのは5,342万1,000円だろう。そうすれば、先ほど600万だの300万だのというのはかなり

取ったのだと、こう言っておるけれども、これでたった五千何百万しか出ていないではないか。あとの残りはどこへ消えたのだ、こう聞いて、先ほど答弁しなかった部分ここで俺が今度は聞いてやる、こういうことだ。まず、それをちょっと聞いておきたい。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

平成23年度から24年度にかけてありました未納金のうちの徴収した額は約6,000万円でございます。その中に先ほど説明しました方々の滞納金も含まれておりますけれども、件数的には60件近いものでございますけれども、金額としてはそんな、そんなと言って悪いのですけれども、全体の中では大きなウエートを占めるものではございませんでした。

○22番（加賀博昭君） つまり5,300万ぐらいしか集められなかったというのだろう。

○税務課長（原田道夫君） いや、6,000万円でございます。

○22番（加賀博昭君） だから、ここにそう大したものではないというのは、おまえが……

○税務課長（原田道夫君） それは、国保会計の決算の中で繰越となった部分でございまして、それが未納金を集めた金額というわけではないと思います。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） 先ほど加賀議員がご指摘になりました補正予算書の16ページの諸支出金の数字の違いでございますけれども、16ページの11款諸支出金の補正後の額ということで計の欄に8,064万9,000円となっております。これにつきましては、下の1項と3項の部分の合計と端数、下1桁の1,000円台が4、4足しても9にならないというご質問でしたけれども、今回この部分には補正する部分だけの款項を出しておりますけれども、この諸支出金につきましては1項と3項の間に2項延滞金というのがございまして、これが当初予算で1,000円の計上しております。ですので、この補正後の額の款の合計につきましては今回補正していない部分の合計欄を合わせたものでございますので、その延滞金の1,000円をプラスしたものが8,064万9,000円という表示になっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私は、国保の問題についてはみんな読めるのです。読めるのだから、別に議論をすることはないが、しかし先ほど私が申し上げたように、市長は査定で1億4,900出したのだから御の字だろうと思っておるだろうけれども、約1億というお金は国に返すようなお金に使われて、実際に国保世帯の国保税、担税を下げるほど大きな繰入金にはなっていないのだということを指摘しておきますが、あなた文句あったら答えてください。こんなの3回やってもらちが明かない。後で市民厚生常任委員会に俺が乗り込んでやるから。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お言葉を返すようではございますけれども、この金額がもう鬼の首とったようにやったというほど私は感じておりません。とにかくもっともっと一般会計から繰入れすれば軽減されるということも十分承知をいたしておりまして、私このシミュレーションをする段階でせめて24年度と同額にした場合にどのくらい繰入れをしたらいいかといろんな計算を実はしてみたわけでありまして、ただそれをやる

と、去年から進んでいるように、27年の共同化というところに平準化をしていこうという一つの私自身の頭の中にあるルールが崩れるものですから、こういう形にしたわけございまして、本当はもっともっとお願いをすればいいかとは思いますが、そういうことでやったわけございしますので、鬼の首とったような気持ちではございません。

○22番（加賀博昭君） 議長。3回目だね。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

○22番（加賀博昭君） 俺は、まだ2回しかやっていません。

○議長（祝 優雄君） 違います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第88号についての質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第88号までについては、お手元に配付してあります委員会追加付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（祝 優雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、28日午後2時から開きます。

本日はこれにて散会します。

午前11時13分 散会